

令和3年度(令和4年1月)感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策
子育て家庭休業助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大をより積極的に防止するため、小学校の分散登校等の要請(以下、「分散登校等の要請」という。)により、子どもが登校を控え、子どもの世話を行うため休業を余儀なくされた保護者に対し、休業に伴う収入減の一部を予算の範囲内において助成することにより、子育て家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次の(1)から(5)までの全てに該当する者に対して、助成するものとする。

- (1) 市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯の者
- (2) 申請時点で小学校3年生以下又は特別支援学級・特別支援学校等に通う子どもを持つ保護者(ただし、分散登校等の要請により登校をしなかったことに伴い、子どもの世話を行うため休業された方)
- (3) 山梨県内に住所を有する者
- (4) 労働基準法(昭和22年法律第49号。)第9条に規定する労働者又は事業活動を行う個人事業主
- (5) 休業期間中、給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補てんに当たる公的な給付金等が得られない者又は得ない者

(助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、令和4年1月24日から令和4年2月18日までとする。

(助成経費及び助成額)

第4条 この要綱による助成経費は、休業により賃金又は事業所得が得られない場合にその休業した日に応じ、定額を助成するものとする。

2 支給する助成金の額は、休業した日、一世帯につき一日4,000円とし、最大で19日を限度とする。

(助成金の請求)

第5条 助成を受けようとする者(以下、「請求者」という。)は、感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策子育て家庭休業助成金請求書(様式第1号。以下、「請求書」という。)を、令和4年3月18日までに知事に提出するものとする。

2 前項の請求書には、別表に掲げる書類を添付するものとする。

(請求書審査及び助成金の支払い)

第6条 知事は、前条の規定により請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金を令和4年5月31日までに支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 知事は、請求者が偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき、助成金に過納若しくは誤納があったとき、又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合は、当該助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、請求者及び関係機関に対し、検査を行い、又は報告を求めることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月31日から施行し、令和4年1月24日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年4月28日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき支給された助成金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定に基づいて提出されていた書類は、この要綱による改正後の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 4 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第5条第2項関係)

番号	添付書類	ひとり親世帯		ひとり親以外	備考
		児童扶養手当 受給資格者	左記以外の ひとり親世帯の者	市町村民税 非課税世帯の者	
1	誓約書(様式第1号の1)	○	○	○	原本
2	就労証明書(様式第1号の2) ・第2条(4)の労働基準法の適用を受ける労働者に該当する者	○	○	○	原本
3	就労申立書(様式第1号の3) ・第2条(4)の事業活動を行う個人事業主に該当する者 (直近の確定申告書の写し等を添付)	○	○	○	原本
4	振込先の記載がある通帳等の写し	○	○	○	写し
5	次のいずれかの書類 ・児童扶養手当受給者証 ・児童扶養手当支給停止通知書 ・ひとり親医療費助成金受給資格者証 等	※1 ○		※2、※3	写し
6	住民票謄本		○	○	原本
7	世帯全員の市町村民税非課税証明書 (18歳以上の方全員。ただし、高校生を除く)		※4	○	原本
8	戸籍謄本		○		原本
9	その他知事が必要と認める書類		○		

※1 番号5の書類を添付できない場合は、※2と同様の取扱いをします。委任状兼請求(申請)書を提出してください。

※2 番号6~8の書類は、事務手続きの負担軽減及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委任状兼請求(申請)書を提出いただき、県が代理で請求受領いたします。
なお、証明手数料は、県内全市町村で免除の対象となります(県内市町村のみの対応)。

※3 番号6~8の書類が県内市町村になく、自身で取得する場合、請求時点で3ヶ月内の発行日であること。

※4 戸籍謄本及び住民票では、ひとり親世帯を証明できない場合は、個別に御相談ください。